

令和8年第6回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和8年6月19日（金） 9時30分開始

2 会 場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小 西 啓 二	出席
1 番	池 田 良 枝	出席
2 番	小 城 和 之	出席
3 番	市 川 洋	出席
4 番	山 田 洋 子	出席

4 出席職員

教育次長	柿 本 剛
総務学事課長	奥 田 健
総務学事課	重 安 千 陽
	坂 井 渉
	浅井田 展 彦
	坂 栄 研 吾
	須 藤 颯 太
生涯学習課長	外 谷 明 洋
生涯学習課	武 田 宜 裕
	松 岡 文 明

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和8年第6回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、6月19日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第12号 大竹市教育委員会公印規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第12号 大竹市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本規則は、大竹市教育委員会の公印の管理、使用等の必要な事項を定めたものですが、この度玖波公民館が7月31日付で廃止され、玖波交流館が来年3月1日に開館することに伴い、それぞれの施設に係る公印、この度は館長印が該当するのですが、その公印を廃止または新たに規定するために、本規則の一部を改正しようとするものです。なお、本規則の施行日は、玖波公民館については令和

8年8月1日、玖波交流館については令和9年3月1日からとしています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 玖波交流館設置及び管理条例施行規則の制定について

小西教育長 日程第3「議案第13号 玖波交流館設置及び管理条例施行規則の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本議案は、令和9年3月1日から開館予定の玖波交流館について、玖波交流館設置及び管理条例が制定されたことに伴い、条例の施行に必要な細則として制定するものです。規則の内容についてご説明いたします。第1条は、規則の目的となります。第2条は、用語の定義となります。第3条は、施設に置く職員に関する規定となります。第4条は、施設が所掌する事務の内容に関する規定となります。第5条は、開館時間に関する規定、第6条は、休館日に関する規定となります。いずれも、現在の玖波公民館と同様の開館時間、休館日としております。第7条は、入館を制限する者として、規定に該当する者は、施設への入館を禁じ、又は交流館から退館させることができることとしています。第8条は、施設内における禁止行為に関する規定となります。第9条から第11条までは、施設を使用する際の使用許可に関する規定となります。第12条は、使用許可により施設を使用できる期間に関する規定となります。第13条は、使用時間に関する規定となります。こちらも現在の玖波公民館と同様の使用時間としております。第13条から第16条は、施設の使用料に関する規定となります。第17条は、施設を使用した場合の原状回復義務に関する規定となります。第18条は、特別の設備等の使用に関する規定となります。第19条は、施設の利用者又は入館者が、施設内において遵守すべき事項に関する規定となります。第20条は、使用許可の取り消し等の対象となる行為に関する規定となります。第21条は、目的外使用や第三者への権利の譲渡等の禁止に関する規定となります。第22条は、規則違反者等への使用禁止に関する規定となります。第23条から第26条までは、指定管理者に関する規定となります。現時点で玖波交流館に指定管理者の制度を導入する予定はありませんが、指定管理者に関する事項を条例で定めていることから、それに応じた細則となります。第27条は、その他として、規則にない事項を定める場合の委任規定となります。最後に附則として、本規則の施行期日は、玖波交流館の開館予定日である、令和9年3月1日と規定しております。ただし、開館に際し、施設の使用許可等を事前に行う必要があることから、第9条の規定による使用の申請、第10条の規定による使用の許可、第11条の規定による使用の変更及び中止、第14条の規定による使用料の納付、第15条の規定による使用料の減免及び第16条の規定による使用料の還付に係る必要な行為は、本規則の施行の日前においても、第9条、第10条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の例により行うことができるものとし、これらの準備行為に係る規定の施行期日を、令和8年8月1日としております。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員　　準備行為は8月1日からとありますが、どこへどのような形で提出することになっているのでしょうか。また、市民の皆様へはどのように周知される予定でしょうか。

事務局　　準備行為は8月1日からとしていますが、8月1日から受付を始めるかどうかは、事務の都合もありますので、整理して周知をしたいと考えています。また、玖波交流館は3月1日開館のため、申請を施設で受け付けることができないので、受付場所等についても整理して周知する予定です。

小西教育長　　その他どうでしょうか。

委員一同　　なし。

小西教育長　　質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同　　異議なし。

小西教育長　　異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第14号 大竹市公民館使用条例施行規則の一部改正について

小西教育長　　日程第4「議案第14号 大竹市公民館使用条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局　　本議案は、玖波交流館の設置に伴い、大竹市立玖波公民館が令和8年7月31日をもって廃止されるため、大竹市立玖波公民館の名称及び休館日にかかる規定を削除し、併せて、大ホールを区分してその一部を使用する場合の使用料について、使用用途を限定する規定を削除するよう、大竹市立公民館使用条例施行規則の一部を改正しようとするものです。改正の内容ですが、まず、本規則第7条の休館日の規定について、大竹市立玖波公民館の名称及び休館日にかかる規定を削除します。次に、本規則第8条の大ホールの使用区分の規定について、大ホールを区分してその一部を個人が使用する場合の使用用途を「バトミントン又は卓球等」に限定する規定を削除します。これは、条例に合わせた形での運用になっています。最後に附則として、本規則の施行期日は、令和8年8月1日としています。

小西教育長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員　　玖波公民館が廃止された場合、市内の公民館は栄公民館だけになるのでしょうか。また、バトミントンと卓球に特化していた理由が分かれば教えてください。

事務局　　1点目の公民館の数ですが、玖波公民館の廃止により、公民館は栄公民館と栗谷公民館、そして複合施設である総合市民会館内の中央公民館の3館となります。2点目のバトミントンと卓球に特化していた理由については把握していませんが、当時は卓球とバトミントンの利用が非常に盛んであったことが背景にあると推察します。現在もバトミントンと卓球の利用は多いですが、ダンスなど幅広い意味でのスポーツとして使用を認めている実態があることや、スポーツに限定せずさまざまな用途で使用していただけるようにするため、条例の改正に合わせて施行規則も改正するものです。

小城委員　　公民館の使用条例では玖波公民館の名称がなくなっていますが、新たにできる玖波交流館の中に、公民館機能が内包されると考えて良いのでしょうか。

事務局　　公民館は社会教育法を根拠として設置されている施設ですが、玖波交流館に

変わることで法的な縛りがなくなることから、これまでよりも利用用途が広がります。一方で、それまで公民館で行っていた事業や公民館が果たしてきた役割については、教育委員会が市長部局から事務委任を受けて施設を管理していきますので、地域における社会教育事業、例えば公民館講座や行事などは、引き続き行っていきたいと考えています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第15号 玖波交流館の営利利用目的使用の許可に関する要綱の制定について

小西教育長 日程第5「議案第15号 玖波交流館の営利利用目的使用の許可に関する要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案の要綱は、玖波交流館設置及び管理条例（令和8年大竹市条例第1号。）第4条の規定に基づく許可のうち団体又は個人が営利目的で使用する場合は許可について、必要な事項を制定するものです。要綱の内容について説明します。第1条は、要綱の趣旨となります。玖波交流館設置及び管理条例に基づく使用許可について、団体又は個人が、営利を目的として、玖波交流館の諸室を使用する場合、条例で定める使用料定額の10割を増徴することとされており、また、諸室以外の共有スペースや駐車場スペースを、営利目的で使用する場合は、規定の使用料を徴収することとされていることから、本要綱は、当該営利目的使用に関し必要な事項を定めるものです。第2条は、営利目的使用の定義等に関する規定となります。なお、本条第2項では、同項に規定する団体の目的等に照らし、その公益性等を鑑み、本条第1項で定義する営利目的に当たる使用であっても、非営利として使用を許可することとしています。第3条は、補則として、本要綱にない事項を定める場合の委任規定となります。最後に附則として、本要綱の施行期日は、令和9年3月1日としています。ただし、開館に際し、施設の使用許可等を事前に行う必要があることから、玖波交流館設置及び管理条例に関する条例第4条の規定による許可にかかる第2条の営利目的使用の適用は、この要綱の施行の日前においても、第2条の規定の例により行うことができるものとし、これらの準備行為に係る規定の施行期日を、令和8年8月1日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

市 川 委 員 「営利目的」の整理について、とても難しいと思います。営利目的とそうでないものの境目をどうするかは、職員にとっても判断が難しいのではないのでしょうか。市民に向けて、例えば市広報等で分かりやすく周知をすることはできるでしょうか。

事 務 局 大竹会館でも営利目的に関する要綱を定めており、本要綱はそれに準じた内容としていますが、ご指摘のとおり、個別のケースでは、営利に該当するかどうかの判断が難しいものもあり、その都度議論し決定しています。今後ホームページ等で市民の皆様へ周知する際は、なるべく平易な言葉遣いで、こういったものが営利に該当するかもわかりやすくお知らせしていきたいと考えています。

小 城 委 員 今、玖波公民館がある場所は駐車場になると思いますが、駐車場で営利目的のイベントを開催することはできますか。

事 務 局 条例の中で共有スペースおよび駐車場スペースの使用に関する規定を設けていますので、営利・非営利に関わらず使用可能です。営利目的の場合は、1㎡あたりの使用料単価を定めており、非営利の場合は無料としています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の一部改正について

議案第17号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の一部改正について

小西教育長 関連する内容であるため、日程第6「議案第16号 社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の一部改正について」日程第7「議案第17号 大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の一部改正について」の2つを議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 まず、議案第16号「社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱の一部改正について」ですが、本議案は、社会教育施設の掲示板に掲示するチラシ、ポスター等の種類や方法を定め、その適切な運用を図ることを目的とした「社会教育施設の広報掲示板使用に関する要綱」について、玖波公民館の廃止及び玖波交流館の開館に伴い、本要綱の対象施設からそれぞれ削除し、又は追加するとともに、一部字句の修正を行うよう、本要綱の一部を改正しようとするものです。改正の内容ですが、まず、要綱名の改正として、頭に「大竹市」を追加し、「社会教育施設」を「社会教育施設等」に修正します。これは、社会教育法などの法令に基づき設置している公民館や図書館以外に、法令ではなく条例に基づき設置している大竹会館や自然の家やさか、海の家あたたなども対象施設に含まれることから、本要綱においても、「社会教育施設等」という総称に統一するものです。次に、要綱第2条に規定する「社会教育施設等」から「玖波公民館」を削除し、新たに「玖波交流館」を加えるものです。最後に附則ですが、本要綱の改正のうち、「玖波公民館」の削除及び字句の修正にかかる施行期日を、玖波公民館を廃止する日の翌日の令和8年8月1日とし、「玖波交流館」の追加にかかる施行期日を、玖波交流館が開館する令和9年3月1日としています。

次に、議案第17号「大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱の一部改正について」ですが、本議案は、大会、イベント、地域の文化・スポーツ活動等のために、社会教育施設等を優先的に確保する際の基準及び手続について必要な事項を定めた「大竹市社会教育施設等の優先確保に関する要綱」について、玖波公民館の廃止及び玖波交流館の開館に伴い、本要綱の対象施設からそれぞれ削除し、又は追加するよう、本要綱の一部を改正しようとするものです。改正の内容ですが、要綱第2条に規定する「社会教育施設等」から「玖波公民館」を削除し、新たに「玖波交流館」を加えるものです。最後に附則ですが、本要綱の改正のうち、「玖波公民館」の削除にかかる施行期日を、玖波公民館を廃止する日の翌日

の令和8年8月1日とし、「玖波交流館」の追加にかかる施行期日を、玖波交流館が開館する令和9年3月1日としております。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小 城 委 員 議案第16号についてですが、第1条と第2条の改正前後で「社会教育施設等」に含まれている施設が異なるのはなぜでしょうか。第1条で玖波公民館が削除され、第2条で玖波交流館が新設されていますが、どちらも「社会教育施設等」と同じような文言になっていますが、この違いは何でしょうか。

事 務 局 法制執務の部署に確認したところ、施行期日について、第1条の「社会教育施設」を「社会教育施設等」に改正する期日を8月1日とし、第2条の玖波交流館を追加する改正の期日を3月1日とする場合、第2条の改正については、既に第1条は改正済みとして、改正後の要綱をさらに改正する形とするよう助言を受けたものです。

小 城 委 員 「社会教育施設等」には自然の家やさか等も含まれると思いますが、記述がないのですが、この中に含まれていますか。

事 務 局 「社会教育施設等」という総称には、自然の家やさかや海の家あたを含める場合がありますが、いずれの要綱も対象施設に含めていません。「等」が付くか付かないかが要綱で異なるのは、制定時の解釈が異なっていたものと考えられます。

小 城 委 員 議案第17号について、議案第16号と異なり、図書館に「(ギャラリーおおたけ)」が追加されている意図は何でしょうか。

事 務 局 議案第16号は施設全体におけるチラシ等の掲示に係るルールであり、図書館全体に適用されますが、議案第17号は使用許可に係るルールであり、図書館の中で使用許可の対象となる2階のギャラリーおおたけにのみ適用されるため、わかりやすく明示しているものです。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委 員 一 同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委 員 一 同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和8年第6回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時5分】

.....